

## 「設計業務委託等技術者単価及び労務単価(平成29年3月1日改定)」等の

## 運用に係る特例措置について

## 第1 措置の概要

「設計業務委託等技術者単価及び労務単価(平成29年3月1日改定)」(以下、「新技術者単価」という。)及び「公共工事設計労務単価(平成29年3月1日改定)」(以下、新労務単価という。)の決定に伴い、第2に定める建設コンサルタント業務等(測量、調査及び建設コンサルタント等)の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができることとする。

## 第2 具体的な取扱い

平成29年3月1日以降に契約する建設コンサルタント業務等のうち、「設計業務委託等技術者単価及び労務単価(平成28年2月1日から適用)」及び「公共工事設計労務単価(平成28年2月1日から適用)」を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$  : 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$  : 当初契約の落札率

## 第3 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結すること。

## 別表

- ・ 土木設計業務等委託契約約款 第 49 条
- ・ 建築設計業務委託契約約款 第 49 条
- ・ 建築工事監理業務委託契約約款 第 39 条
- ・ 測量調査業務等委託契約約款 第 48 条
- ・ 道路監視業務委託契約約款 第 39 条
- ・ 道路清掃業務委託契約約款 第 40 条
- ・ 土木施設等修繕業務委託契約約款 第 47 条
- ・ 土木施設等管理業務委託契約約款 第 46 条
- ・ 現場技術業務委託契約約款 第 33 条
- ・ 積算業務委託契約約款 第 34 条